

供託金を受け取る手続について

東京法務局供託課

供託金を請求する方法としましては、東京法務局供託課の窓口に来庁の上、請求する方法と、郵送で請求する方法があります。ただし、複数の年金基金から一度に多くの方へ通知を発送しているため、請求者の皆様が直接来庁された場合、窓口が混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。つきましては、郵送での請求が便利です。是非ご利用ください。

また、供託金の請求は必ずしなければならないものではありません。郵送や印鑑証明書等の取得にかかる諸費用を考慮し、お客様ご自身の判断で「請求をしない」という選択もできます。その場合、何も手続する必要はありません。

なお、供託金の請求手続以外の事項に関しましては、当課ではお答えいたしかねます。供託の内容等につきましては、供託者（各厚生年金基金）へお問合せください。

請求方法

1 郵送で請求する場合

※書類の到着の有無の照会や郵便事故につきましては、当課では対応いたしかねますので、必要に応じ、特定記録郵便や簡易書留などをご利用ください。

(1) 供託金のお受取方法

預貯金振込によりお受取いただけます。ご提出いただいた書類に不備がなければ、**おおむね10日～14日程度**で指定の預貯金口座に振り込みます（請求が集中した場合など、更に入金までに日数を要することがありますので、あらかじめご了承ください。）。

振込手続後、当課から「国庫金振込通知書」を郵送します。

(2) 必要書類

① 供託金払渡請求書

※ 同封の供託金払渡請求書の裏面記載例を参考に、**消えないインクのペン又はボールペン**でご記入願います（鉛筆は使用できません。）。

※ 請求書への押印は、必ず**実印**（印鑑登録されている印鑑）でお願いします。

※ 請求書には、**平日 8:30～17:15 の時間帯に連絡が付き電話番号**をご記入願います。

※ 振込できる口座は、**請求者ご本人名義の口座**（ただし、**代理人が供託金及び利息を受領する旨の委任状（後記⑤参照）がある場合には代理人名義の口座も可**）になります。

※ 記載を誤ったときは、誤った箇所に二本線を引き、欄外に「何字削除、何字加入」と記載の上、訂正印を押印願います（修正液等は使用できません。）。

※ 供託金払渡請求書は、コピーして使用していただいても差し支えありません。また、東京法務局ホームページ（「[供託金払渡請求書様式](#)」）からダウンロードすることもできます。

② 印鑑登録証明書

市区町村発行のもので、証明日付が払渡請求日から**3か月以内のもの**に限ります。

③ 変更等を証する書面

印鑑登録証明書に記載された住所・氏名が供託通知書の被供託者欄に記載された住所・氏名と異なる場合には、請求者と供託通知書の被供託者欄に記載された方が同一人であることを確認するため、変更等を証する書面が必要となります。ただし、事案により必要な書面が異なりますので、ご不明の場合は当課までお問い合わせください。

《例》・住所移転している場合：変更の経過が記載された「**住民票**」又は「**戸籍の附票の写し**」

・氏名変更している場合：「**戸籍謄（抄）本**」及び「**住民票（本籍の記載入り）**」

④ 相続人が請求する場合

被供託者がすでに亡くなられており、相続人が請求する場合の必要書面は、「供託通知書を受けた方の相続人が供託金を受け取る場合に必要な書類」をご確認願います。

⑤ 代理人の権限を証する書面

代理人に供託金の還付請求及び受領の旨を委任する場合は、委任状が必要となります。委任状への押印は必ず実印（印鑑登録されている印鑑）でお願いします。

2 窓口で請求する場合

お受取方法は**預貯金口座振込**または**小切手**となります。**現金でのお受取はできません。**

(1) 供託金のお受取方法

A 預貯金振込

ご提出いただいた書類に不備がなければ、**おおむね1週間から10日程度**でご指定の預貯金口座へ振り込みます。

B 小切手

日本銀行本店宛ての小切手でお支払いします。受付から小切手交付までは、供託の内容や当日の繁忙状況等にもよりますが、**おおむね1時間から2時間程度**の時間を要します。

小切手を現金化するには、別途銀行にて換金手続きをする必要があります。**当日中に現金化を希望される場合は**、小切手を日本銀行本店（東京都中央区日本橋本石町2-1-1、午前9時から午後3時まで）にお持ち込みいただく必要がありますので、**午前中に当課窓口へ来庁されるようお願いいたします。**

(2) ご持参いただく書類等

・同封の書類一式（特に「**供託通知書**」は必ずご持参願います。）

・印鑑証明書

※ 請求者ご本人が窓口に来庁され請求される場合、**身分証明書**をご提示いただき、供託官において請求者本人であることが確認できるときは、印鑑証明書の添付を省略することができます。なお、身分証明書は窓口でコピーをとらせていただきます。

身分証明書は、**請求者名義の有効期限内の運転免許証、個人番号カード、在留カード等（氏名・住所・生年月日の記載があり、請求者ご本人の写真が貼付されたもの）に限ります。**パスポートは不可）、いずれか1点をご提示いただきます。なお、身分証明書に記載された住所・氏名が供託通知書の被供託者欄に記載された住所・氏名と異なる場合は、上記1(2)③の変更等を証する書面が必要となる場合があります。

・請求者の実印

※上記のとおり請求者ご本人が来庁され、身分証明書により本人確認ができるときには、認印（シヤチハタは不可）でも可。

・上記のほかにも書類が必要となる場合があります。詳しくは前記1(2)必要書類をご覧ください。

3 請求に関するお問合せ、請求書送付先

〒102-8225

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎5階

東京法務局供託課 払渡係（電話 03-5213-1357）

開庁時間 平日午前8時30分から午後5時15分（年末年始祝祭日を除く）

（最寄り駅）地下鉄東京メトロ東西線・半蔵門線、都営地下鉄 新宿線「九段下」駅